

松山市指定暑熱避難施設募集要項

(趣旨)

気候変動適応法が改正され、極端な高温が発生した際に、市民等が一時的に暑さを避けるための指定暑熱避難施設を、市が指定できるようになりました。

熱中症による健康被害を防止し、市民の命と健康と守るため、指定暑熱避難施設として開放していただける市内の施設を募集します。

(募集)

市内の民間施設、店舗等

(要件)

- 適切にメンテナンスされている冷房設備を有すること。
- 複数の市民等が一時的に滞在できる適切なスペースを確保できること。
- 市から指定暑熱避難施設の指定を受けることに同意し、市と協定を締結できること。
- 開放する施設名、所在地、日時、受入れ人数等を、市のホームページ等で公表することに同意できること。
- 愛媛県に熱中症特別警戒情報が発表された場合は、公表している内容で施設を開放できること。
- 愛媛県に熱中症特別警戒情報が発表されていない場合も、公表している内容で可能な範囲で施設の開放に努めること。
- 指定暑熱避難施設の開放について、営利を目的としないこと。

(指定暑熱避難施設の運用期間)

熱中症特別警戒情報運用期間(4月の第4水曜日～10月の第4水曜日)

(その他)

- 冷房設備の電気代等、指定暑熱避難施設の開放に必要な経費は各施設の負担となり、市から補助金等の支給はありません。
- 指定暑熱避難施設を利用した市民等が、施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負いません。
- 公序良俗に反する、趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、指定暑熱避難施設として指定しません。

(募集期間)

随時

(申込方法)

下記の申込先へ所定の申出書と必要書類(利用可能な部分の図面など)を提出(メール、郵送、FAX、来所)

(お申込み・お問合せ先)

〒790-0813 松山市萱町6丁目30-5

松山市保健所 健康づくり推進課 生涯健康づくり担当

電話 089-911-1855 FAX 089-925-0230 メール kenkou@city.matsuyama.ehime.jp